

国内手配旅行取引条件説明書

本条件書は、旅行業法第 12 条の4に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の5定める契約書面の一部となります。

(お申込みいただく前にこの条件書を必ずお読みください。)

1 手配旅行契約

(1)この旅行は、一般社団法人糸魚川市観光協会(以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。

(2)当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすること等によりお客様が運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。

(3)当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

(4)旅行業務取扱料金は、旅行業法でその収受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、当社の店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客様には旅行業務取扱料金表をお渡しいたします。お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

2 旅行の申込み

(1)当社はおお客様のご希望による手配契約旅行の予約申込みを所定の申込書及び電子メール、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により受付いたします。

(2)団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合、当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているものとみなします。

(3)申込みの際は申込金又は旅行代金全額をお預かりいたします。

(4)手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

3 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

通信契約は、電話による申込みの場合は、当社が申込みを承諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨を電子メール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

4 お申込条件

(1)15 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)
(15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。)

(2)健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬利用者の方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。

(3)当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りすることがあります。

①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場

合があります。

5 契約の成立

(1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

(2)当社は、(1)の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

(3)前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

6 契約書面のお渡し

(1)当社は手配旅行毛役の成立後速やかに、旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

(2)前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

7 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。

8 旅行契約の解除

(1)お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用

②未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用

③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

(2)お客様の責に帰すべき事由による解除

①当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消しとさせていただきます場合があります。

②お客様がクレジットカードによるお支払いを希望され、カード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。

③お客様が第4項(3)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。

①、②、③の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。

既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

(3)当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

9 旅行代金

- (1)当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- (2)旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3)当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

10 旅行業務取扱料金

(1)手配旅行に係る取扱料金 (消費税込)

運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	・15人以上の団体手配旅行の場合、旅行費用総額の20% ・個人(上記以外の場合)1件につき1,100円
宿泊券のみの場合	・15人以上の団体手配旅行の場合、宿泊券面額の20% ・個人(上記以外の場合)1件につき550円
運送機関のみの場合	1件につき550円

(2)変更手続料金 (消費税込)

運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	・15人以上の団体手配旅行の場合、変更に係る部分の変更前旅行代金の20% ・個人(上記以外の場合)1件につき1,100円
運送機関の予約・手配の変更	1件につき550円
宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む)	1件につき550円

(3)取消手続料金 (消費税込)

運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	・15人以上の団体手配旅行の場合、取消に係る部分の旅行代金の20% ・個人(上記以外の場合)1件につき1,100円
運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続きがある場合はそれを含む)	1件につき550円
宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続きがある場合はそれを含む)	1件につき550円

(4)連絡通信費 (消費税込)

お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合	1件につき550円(電話料、電報料は別)
--------------------------------	----------------------

11 国内宿泊施設の取消料金

- (1)旅館・ホテルの取消料は各施設の宿泊約款によります。
- (2)一部人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。
- (3)宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名ください。
- (4)払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出ください。

(5)同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

12 添乗サービス

- (1)当社は、契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供する場合があります。
- (2)添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。
- (3)当社が添乗サービスを提供する場合、お客様は下記に定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。

(消費税込)

添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く)	添乗員1人1日につき33,000円
---------------------------	-------------------

13 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

14 お客さまに対する責任

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等)の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。(3)お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

15 お客さまの責任

- (1)お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

16 その他

- (1)国内旅行保険について
安心してご旅行をしていただくため、お客さまご自身で保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については当社らの係員にお問合わせください。
- (2)この条件に定めのない事項は当社旅行業約款「手配旅行契約の部」によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、当社旅行業約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社らにご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。
- (3)本手配を通じて予約された客室を営利目的で利用または転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく旅行契約を解除することがあります。
- (4)個人情報の取扱いについて

①当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

②上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

令和5年3月1日改定

〈旅行企画・実施〉

新潟県知事登録旅行業第 2-411 号 (一社)全国旅行業協会正会員

一般社団法人糸魚川市観光協会

〒941-0061

新潟県糸魚川市大町 1-7-47 ジオステーションジオパル内

TEL 025-555-7344 FAX 025-555-7364

E-mail itoigawa-kanko@ae.wakwak.com

営業時間 月曜～金曜日 8:30～17:15(土日祝日休業)

国内旅行業務取扱管理者 縄井美里